

「シニア会員」会費種別適用申請の手引き

2015年10月 日本労働社会学会

本制度は、定年退職後、定職をもたない会員への会費減免を趣旨とするものです。希望する方は、下記の要領にしたがって、学会事務局宛てに申請して下さい。申請が承認された場合、会費は年額10,000円から同6,000円へと減免されます（2016年度会費より、従来の年額8,000円から同6,000円に減免が拡大されました）。

1. 申請資格

- ・「定年退職後、定職をもたない会員」が対象となります。
- ・名誉職（名誉教授など）は対象に含まれます。
- ・客員研究職、任期制の研究職、および、研究職以外に関して常勤職に就いている場合（他に生業をもっているなど）は対象外となります。

2. 適用条件と注意事項

- ・本学会の会計期間は「毎年10月1日より翌年9月30日まで」となっておりますのでご注意下さい。（例：2016年度会費は、2015年10月～2016年9月分に該当）
- ・申請年度以降の会費について適用されます。
- ・申請時に会費の滞納があった場合、適用年度以前の滞納分については従来の会費区分が適用されます。
- ・本申請の提出がない場合は、従来どおりの会費区分適用とさせていただきます。

3. 申請方法

- ・申請用紙はとくに定めておりません。
- ・学会事務局宛ての書状またはE-mailにより申請して下さい。
- ・会費振込用紙「通信欄」記載による申請は認められませんのでご注意下さい。
- ・在職歴証明・年齢証明書類等の添付資料の提出は不要です。

4. 申請手続きの流れ

- ① 学会事務局に申請を連絡 → ② 幹事会で検討・承認 → ③ 学会事務局から承認通知を送付 → ④ 会費を納入
- ・振込用紙の入手時期・方法（会計担当から送付、または郵便局で調達）は従来同様となります。
- ・承認通知が手元に届くまで、当該年度以降の会費については納入を行わないで下さい。
- ・承認後に適用の解除（一般会員：会費年額10,000円への復帰）を希望される場合は、改めて学会事務局までご連絡下さい。

5. 申請書の提出先・お問い合わせ先

日本労働社会学会事務局

現在の事務局については下記URLで確認してください。：<http://jals.jp/blog/?cat=12>
以上